

公益財団法人日本食肉生産技術開発センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本食肉生産技術開発センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 センターは、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 センターは、食肉処理、加工、流通及び販売に関する技術の調査、研究開発及び普及を行い、食肉処理、加工、流通及び販売の改善及び合理化を推進し、もって畜産及び食肉産業の発展と食生活の改善に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食肉処理、加工、流通及び販売に関する技術についての調査
- (2) 食肉処理、加工、流通及び販売に関する技術についてのコンサルティング、研修及びシンポジウム等の実施
- (3) 食肉処理、加工、流通及び販売に関する機械、施設等の研究開発
- (4) 食肉処理、加工、流通及び販売に関する技術、機械及び施設の研究開発についての国際交流
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項事業は本邦及び海外において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会及び理事会の決議を経た財産を、センターの基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部

を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、前事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 第1項及び前項第3号から第4号までの書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 センターは、第2項の定時評議員会の終結後直ちに貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第10条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において総理事及び総評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計の原則)

第11条 センターの会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評 議 員

(評議員の定数)

第12条 センターに、評議員10人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ. 当該評議員の使用人
 - ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ. ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 理事
 - ロ. 使用人
 - ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時まで、その効力を有する。

- 6 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 評議員に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 60 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 4 章 評議員会

(構成及び権限)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 評議員及び役員の報酬等の額及び報酬等の支給の基準
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に 1 回開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して書面をもって通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決 議)

第 20 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当

該提案につき、その事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 5 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 理事又は監事に異動が生じたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行し、専務理事は、センターの業務を執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) センターの業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他の法令上の権限を行使すること。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠による役員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 29 条 理事は次に掲げる場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第30条 センターは、理事会の決議によって、理事及び監事の一般法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
- (6) 第 30 条の規定に基づく役員等の損害賠償責任の一部免除

(招 集)

第 33 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたとき又は次の各号の一に該当する場合には、理事長は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (2) 第 25 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。

4 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対し

て通知しなければならない。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項(第24条第3項の報告を除く。)を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業の変更並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、議決に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上の決議を得て変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 37 条 センターは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 38 条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 41 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 42 条 当センターの目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由によって、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(細 則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は塩飽二郎とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

五十嵐健二
大田 昭道
岡村 勝
金井 俊男
厚東 良秋
小林 喜一
佐藤 政典
多田 賢男
長友 和美
日野 邦昭
松本 均
村田 定治